

齒科保健課

1. 歯科保健医療対策について

厚生労働省では、生涯を通じた歯科保健活動を推進していくため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めているところである。

各都道府県等におかれても、本運動の一層の推進にご尽力をお願いする。

なお、厚生労働省としては、歯科保健医療対策として以下の取組を行っている。

(1) 8020運動の推進について

8020運動の積極的な全国展開を図るため、地域における8020運動に対する普及啓発を行うとともに、本運動の一層の推進と歯科保健の円滑な推進体制の整備を目的に「8020運動推進特別事業」を実施しているが、平成20年度予算案においても、医療提供体制推進事業の一つとして、引き続き予算計上している。各都道府県において歯科保健対策を推進するにあたっては、市町村等との連携を図り、都道府県等の創意工夫による地域の実状を踏まえた積極的な取り組みをお願いする。

(2) 平成20年度歯科保健医療対策事業（新規）について

- ① 在宅歯科医療、口腔ケア等に専門性をもつ歯科医師及び歯科衛生士を養成するための「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」（団体向け委託事業）
- ② ①の講習会を受講した歯科医師を対象として、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し在宅歯科医療機器設備を整備する「在宅歯科診療設備整備事業」（都道府県向け補助事業）
- ③ 歯科医療の安全の確保を効率的に推進し、より安全で安心な歯科医療提供体制を整備する「歯科医療安全管理体制推進特別事業」（都道府県向け補助事業）

を創設したことから、都道府県においてはこれらの事業が効果的に実施できるよう努められたい。

へき地等歯科保健医療対策について

へき地等における歯科医療対策として以下の事業に対する助成について、平成20年度予算案に計上しているところである。

【へき地医療対策】

- ①無歯科医地区及び離島住民に対する歯科巡回診療事業
- ②過疎地域における歯科診療所の整備
- ③へき地中核病院設備整備（歯科医療機器分）

また、これまで救急医療対策として助成してきた、①休日等歯科診療所の運営事業費、②歯科の在宅当番医制、③休日等歯科診療所の設備整備費については、各自治体における事業の定着化等に鑑み、一般財源化されているが、都道府県においては、本事業が引き続き実施できるよう格段のご協力をお願いします。

(3) 歯科保健関係行事について

平成20年度の行事予定は以下のとおりであるので、各都道府県におかれても歯科衛生思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いします。

ア 6月4日～10日を「歯の衛生週間」とする。

イ 第29回全国歯科保健大会を11月22日(土)に山口県で開催予定。

(4) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

成人歯科保健や母子歯科保健の充実に伴い、歯科医師及び歯科衛生士の従事者数は増加してきているものの、歯科保健対策の推進のためにはまだ不十分であり、今後とも適正配置にご尽力をお願いします。特に、現在未配置の県にあってはご努力をお願いします。

(5) 歯科衛生士の修業年限等の改正について

歯科衛生士の資質向上の観点から、歯科衛生士の養成課程における修業年限等の指定基準を改正する「歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」が、平成17年4月1日より施行され、あわせて、歯科衛生士学校養成所指導要領が示されたところである。修業年限については、平成22年3月末までに移行することとなっていることから、都道府県においては、関係機関に対し周知徹底を図られ

るとともに、円滑な移行について引き続き、ご指導方よろしく願います。

(6) 歯科医師の医科麻酔科研修ガイドラインの改訂について

歯科医師の医科麻酔科における研修は、「歯科医師による医科麻酔科研修のガイドラインについて」（平成14年7月10日、医政局医事課長・歯科保健課長連名通知）に則り、実施されるものであるが、平成19年6月、「三井記念病院において、歯科医師が麻酔を行う際、指導医が監視していない時間がある等、ガイドラインを違反していることが、東京都の調べで判明」との内容の報道があり、厚生労働省では、直ちに、東京都、日本麻酔科学会及び日本歯科麻酔学会と密に連携を取りながら、日本麻酔科学会、日本歯科麻酔学会等に対して遵守について周知。

現在、日本麻酔科学会及び日本歯科麻酔学会による厚生労働科学研究特別研究事業「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂に関する研究」班（主任研究者 一戸達也 東京歯科大学教授）にて、改訂ガイドラインを作成中。

(7) いわゆる海外歯科技工物について

インターネットの普及等により、歯科医師が国外で作成された歯科補てつ物等を輸入し患者に提供する事例が散見されることから、その取り扱いについては、「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」（平成17年9月8日医政歯発第0908001号）により、通知したところであるが、第165回臨時国会において、本件に関する質問主意書が提出され、答弁書を提出しているので、業務の参考にされるとともに、関係者に周知されたい。

（質問主意書）

第165回国会（臨時国会）

提出番号 5、19

http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_c03_01.htm

2. 歯科医師臨床研修について

(1) 臨床研修を巡る状況

平成19年10月に実施された歯科医師臨床研修マッチングでは、参加者の92.0%が希望の研修施設にマッチした。マッチ者のうち、87.9%が歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科大学・歯学部附属病院）の研修プログラムにマッチしており、昨年と同様に歯科大学・歯学部附属病院の研修プログラムで研修を受ける研修歯科医の割合が高い。

平成19年度に歯科医師臨床研修を行っている歯科大学・歯学部附属病院は31施設、医科大学・医学部附属病院は65施設となっており、その他に臨床研修を行う施設として一般病院及び歯科診療所1,532施設が指定されている。歯科診療所についてはそのほとんどが協力型臨床研修施設として大学病院と群を構成し共同して臨床研修を行っている。平成17年7月の医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会において、臨床研修施設群方式の実施についてその推進をはかる旨の意見書が出されており、今後は研修実績を積んだ協力型臨床研修施設の歯科診療所が管理型あるいは単独型臨床研修施設に移行することが期待される。都道府県におかれては、本制度の普及にご協力いただくとともに、臨床研修の実施に伴い地域歯科医療に支障が生じないよう必要な対応をお願いします。

また、地域歯科医療について研修することは極めて重要な事項であることから、貴管下の保健所等に研修協力施設等への登録依頼があった場合には、平成17年8月11日付医政局歯科保健課長通知でも依頼しているところであり、引き続き積極的な取り組みを行うようお願いする。

(2) 歯科医師臨床研修推進検討会について

歯科医師臨床研修については、省令の施行後5年以内に省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされているため、平成19年1月30日に歯科医師臨床研修推進検討会を立ち上げ、必修化後の問題点の抽出、臨床研修施設群方式の推進、研修管理委員会の役割等について検討を行っている。

(3) 歯科医師臨床研修に係る財源の確保等

平成20年度予算案における歯科医師臨床研修費は約29億円であり、ほぼ前年並みである。この内訳は、ほとんどが指導体制を確保するための経費であり、これにより教育指導体制が充実し研修歯科医が研修に専念できる環境が整えられるものと考えている。

各都道府県におかれては、新歯科医師臨床研修制度の趣旨を踏まえ、円滑かつ着実な実施に向けて格段のご協力を引き続きお願いしたい。

(4) 臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録

臨床研修を修了した歯科医師は臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録を行うこととなる。平成19年3月時点での臨床研修修了歯科医師は2,591名であり、平成20年3月末には約2,450名の修了が見込まれる。

臨床研修修了登録証交付申請書（書換、再交付申請書も含む）については、歯科医師免許申請とは異なり、保健所を通さずに地方厚生局を經由して厚生労働省医政局歯科保健課に送付することとなっている。

今年の会議でもお知らせしているが、各都道府県においても歯科医籍への登録の申請を速やかに行うよう、臨床研修施設に対し、周知をはかっていただきたい。

(5) 歯科医師の臨床研修における修了等の基準について

研修修了者において一定の水準を確保するために、昨年度通知の改正を行ったところである。（「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について平成19年2月23日付医政局長通知）

都道府県立病院等における修了認定等にあたっては、当該施設の研修管理委員会において、改正された通知を参考として行うようお願いする。なお、修了認定にあたって疑義の生じた際には管轄する地方厚生局に相談・照会されたい。

(6) 臨床研修施設及び研修歯科医に対するアンケート調査について

平成18年度より厚生労働科学研究として「新歯科医師臨床研修制

度の評価に関する調査研究」(主任研究者 俣木志朗東京医科歯科大学教授)を行っている。本研究において、制度に関して臨床の現場における関係者の現状や対応状況について把握し、より良い制度改善を目指すことを目的としてアンケート調査を実施しており、都道府県立病院等においても引き続きアンケート調査へのご協力をお願いしたい。

3. 新規参入歯科医師の削減について

(1) 経緯

- ・歯学部は昭和45年(17校、入学定員1,460人)から56年(29校、3,380人)にかけて急増したため、昭和61年「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」(厚生省)が20%削減を提言。
- ・私立歯科大学協会の協力等で平成6年までに削減率19.7%(666人減)。
- ・平成10年、厚生省の同様の検討会が入学定員の削減と歯科医師国家試験の見直しにより、新規参入歯科医師の10%程度抑制を提言。以降、一部の大学が募集人員を削減(1.7%(47人))。
- ・平成19年度の募集人員は2,657人と最大時に比べ、723人、21.4%削減。
- ・国家試験については、平成16年試験から合否基準を見直し、従前90%程度前後であった合格率は直近では74~80%程度に低下。
- ・合格者数は、昭和61年前後3年間の平均3,252名が、直近3年間では、平均2,514名と738名(22.7%)減少。
- ・上記施策により、一定の成果をみたが、医師確保策の議論が進む中で、歯科医師需給についてさらなる検討が必要となった。

(2) 文部科学大臣と厚生労働大臣による確認書

平成18年8月31日、両大臣が下記の内容の確認書に署名。

記

歯科医師については、以下のとおり、養成数の削減等に一層取り組む。

- ① 歯学部定員については、各大学に対してさらに一層の定員減を要請する。
- ② 歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。

(3) 新規参入歯科医師数削減の今後の方針

『今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告』
(平成18年12月)

- ① 18歳人口の減少も考慮して、今後の入学定員(募集人員)の削減

について、積極的な対応が図られるべきである。少なくとも、平成10年度の検討会提言の削減数の早期実現に向けて、各大学の自主的かつ前向きな取り組みが大いに期待されるところである。

- ② 歯科医師国家試験については、平成19年度が4年ごとの制度改善検討の年度であるが、この検討を早急に開始し、資質向上の観点から合格基準の引き上げや出題内容等について幅広く検討を行うべきである。

上記中間報告書を踏まえ、国家試験合格基準の見直しに着手し、平成19年12月に「歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書」を公表した。(資料Ⅱに概要を掲載。)

4. 歯科技工士試験について

歯科技工士試験の実施については、歯科技工士養成所の所在する都道府県で実施いただいているが、問題作成については、複数の都道府県が共同で問題作成を行いうる方向で検討しているところであり、本年5月を目途に通知の予定である。

